

○京丹後市地域おこし協力隊設置要綱

令和4年8月2日

告示第216号

京丹後市地域おこし協力隊員設置要綱（平成22年京丹後市告示第88号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第7条の2）

第2章 任用型地域おこし協力隊員（第8条—第10条）

第3章 委託型地域おこし協力隊員（第11条—第14条）

第4章 共創型地域おこし協力隊員（第15条—第18条）

第5章 雑則（第19条・第20条）

附則

第1章 総則

（設置）

第1条 人口減少及び高齢化等の進行が著しい本市において、地域外の人材を本市に招致してその定着を図るとともに、若者等の定住及び地域の活性化等を促進するため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付総行応第38号総務事務次官通知）に基づき、京丹後市地域おこし協力隊（以下「協力隊員」という。）を設置する。

（要件）

第2条 協力隊員となることができる者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 任用又は委嘱の日以後、速やかに本市の区域内に住所を定めること。
- (2) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 本市の区域内に住所を定める日の前の転出元の住所地が、離島振興法（昭和28年法律第72号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）に規定する対象地域又は指定地域でない者（市長が、転出元の住所地での居住の実態がなく、第1条の規定に適合しないと判断した場合を除く。）

イ 本市以外の同一地域内において2年以上3年以内の協力隊員経験を有し、かつ、地域おこし協力隊員の任用又は委嘱の期間が終了した日から1年以内の者（アに該当す

る者を除く。)

- (3) 任用又は委嘱の日において18歳以上50歳未満の者であること。
- (4) 心身が健康で、かつ、活動に意欲と情熱を持っていると認められる者であること。

(協力隊員の種類)

第3条 協力隊員は、任用型地域おこし協力隊員（以下「任用型隊員」という。）、委託型地域おこし協力隊員（以下「委託型隊員」という。）及び共創型地域おこし協力隊員（以下「共創型隊員」という。）とする。

(活動)

第4条 協力隊員の活動は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- (1) 地域行事、コミュニティ活動その他の地域おこしの活動
- (2) 地域資源の発掘及び振興に関する活動
- (3) 農林水産業の振興に関する活動
- (4) 地域の課題の解決を図る活動
- (5) その他市長が必要と認める活動

(遵守事項)

第5条 協力隊員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 居住地及び活動地域における住民その他関係者との信頼関係の保持に努めること。
- (2) 任期又は委嘱期間中は、常に所在を明らかにしておくこと。
- (3) 活動時間外であっても本市内の行事、風習等の情報収集に努めること。
- (4) 健康で健全な生活を送るとともに、事故等の防止に努めること。
- (5) 身体の不調又は活動に影響を与える事態が発生した場合は、直ちに市長に届け出ること。
- (6) 職務上知り得た秘密を他に漏らさないこと。

(活動の報告)

第6条 協力隊員は、毎月10日までに前月分の活動内容を活動報告書（様式第1号）により市長に報告しなければならない。

(身分証)

第6条の2 市長は、協力隊員に対し、身分証（様式第2号）を交付する。

2 協力隊員は、身分証に関して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 地域協力活動を行うときは、身分証を常に携帯し、提示を求められたときは、これに応じること。

- (2) 身分証を紛失若しくは毀損したとき又は記載事項に異動があったときは、速やかに市長に届け出るとともに、再交付を受けること。
- (3) 身分証を第三者に貸与又は譲渡しないこと。
- (4) 隊員でなくなったときは、直ちに身分証を市長に返還すること。

(市の役割)

第7条 市長は、協力隊員の行う活動が円滑に実施できるよう、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 協力隊員の採用に関する業務
- (2) 協力隊員の行う活動に必要な住居、用具等の確保に関する支援
- (3) 協力隊員の年間活動計画の作成支援
- (4) 協力隊員の行う活動に関する総合調整
- (5) 協力隊員の配置に伴う住民等への周知
- (6) 協力隊員の行う活動終了後の定住支援
- (7) 前各号に定めるもののほか、協力隊員の行う活動に関して必要な事項

(協力隊設置業務の委託)

第7条の2 市長は、協力隊設置に係る業務の全部又は一部を、別に定めるところにより、法人、任意の団体等（以下「受入団体等」という。）に委託することができる。

第2章 任用型地域おこし協力隊員

(任用)

第8条 任用型隊員は、京丹後市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年京丹後市条例第48号。以下「条例」という。）第2条第2号に定める職員として、市長が任用する。

(任期)

第9条 任用型隊員の任期は、その任用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲とする。ただし、3年を限度としてその任期を延長することができる。

(報酬等)

第10条 任用型隊員に支給する報酬及び費用弁償は、条例の規定により、市長が別に定めた額とする。

第3章 委託型地域おこし協力隊員

(委嘱)

第11条 委託型隊員は、第4条に規定する協力隊員の活動に係る業務の受託者に対し、市

長が委嘱する。

(委嘱期間)

第12条 委託型隊員の委嘱期間は、1年以内とする。ただし、市長が必要と認めるときは、3年を限度として、再度委嘱することができる。

(報酬等)

第13条 市長は、予算の範囲内において、委託型隊員に支給する報酬及び第4条に規定する活動に必要な経費を委託料として支払うものとする。

(解嘱)

第14条 市長は、委託型隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、委嘱期間の途中であっても、委託型隊員を解嘱することができる。

- (1) 自ら解嘱を申し出たとき。
- (2) 傷病等の理由により地域活動を継続することができないとき。
- (3) 市から転出したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が協力隊員としてふさわしくないと認めるとき。

第4章 共創型地域おこし協力隊員

(委嘱)

第15条 第7条の2の規定により協力隊設置に係る業務を受託した受入団体等が第4条に規定する協力隊員の活動を行う者として雇用した者のうちから受入団体等の推薦を受けて、市長が共創型隊員として委嘱する。

(委嘱期間)

第16条 共創型隊員の委嘱期間は、1年以内とする。ただし、市長が必要と認めるときは、3年を限度として、再度委嘱することができる。

(身分、勤務条件等)

第17条 共創型隊員の身分は、受入団体等に雇用される者とする。

- 2 共創型隊員の勤務条件等については、市と協議の上、受入団体が定めるものとする。
- 3 共創型隊員に支給する報酬、費用弁償及び受入団体等が負担する共済費並びに第4条に規定する活動に必要な経費は、受入団体等が協力隊設置業務の委託料の範囲内で負担するものとする。

(解嘱)

第18条 市長は、共創型隊員が第14条各号のいずれかに該当するときは、委嘱期間の途中であっても、共創型隊員を解嘱することができる。

第5章 雑則

(庶務)

第19条 協力隊員に関する庶務は、協力隊員の活動に係る事務を所管する課等において処理する。

(その他)

第20条 この告示に定めるもののほか、協力隊員の活動に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年8月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に改正前の京丹後市地域おこし協力隊員設置要綱の規定に基づき任用されている者は、この告示の相当規定により任用されたものとみなす。
- 3 この告示の施行の際現に改正前の京丹後市地域おこし協力隊員設置要綱の規定に基づき任用している者であって、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の影響により十分な活動を行えなかった隊員（令和元年度から令和3年度までに任用された者に限る。）が、3年を超えて地域活動を行うことを希望し、地方自治体が活動期間の延長が必要と認めた場合には、2年を限度として任期を延長し、最長5年とすることができる。

附 則（令和5年3月31日告示第63号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

協 力 活 動 報 告 書

（あて先）京丹後市長

京丹後市地域おこし協力隊員名

活動報告年月	年 月分	受入地域・団体名	
年 月 日	業 務 内 容		
年 月 日	翌月の活動予定内容		
要 望、意 見 等			

様式第2号 (第6条の2関係)

(表)

65 ミリ メー トル	<p>写真</p> <p>正面、脱帽にて3 箇月以内に撮影 したもの</p>	<p>身分証明書</p> <p>ふりがな 氏 名</p> <p>生年月日 年 月 日</p> <p>上記の者は、京丹後市地域おこし協力隊員設置要綱に規定する地域おこし協 力隊員であることを証明する。</p> <p>有効期間 年 月 日から 年 月 日まで</p> <p>京丹後市長 氏名 印</p>
	90 ミリメートル	

(裏)

<p>注意事項</p> <p>1 この証明書は、活動を遂行するときは、常に携帯し、関係者から請求があ ったときには、これを提示しなければならない。</p> <p>2 この証明書は、他人に貸与し、若しくは譲渡し、又はこれを変更してはな らない。</p> <p>3 この証明書を紛失し、又は損傷したときは、直ちに市長に届け出なければ ならない。</p> <p>4 この証明書は、退職し、又は解嘱されたときは、直ちに市長に返還しなけ ればならない。</p>

様式第1号（第6条関係）

様式第2号（第6条の2関係）